

## 「インフレスライド条項の運用について」

## 1 インフレスライド条項の運用

新労務単価の上昇を受け、一定の既契約工事において、賃金等の急激な変動に対処するために、「2」に定める工事の受注者については、静岡市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第26条第6項のインフレスライド条項を運用する。

## 2 インフレスライドの対象工事

- (1) 発注者と受注者が協議して決めた基準日から、残工事が2箇月以上あること。
- (2) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。
- (3) 着手日選択制度の対象工事で、契約締結後、工期の始期が到来する前に賃金水準の変更がなされたものについては、約款第26条第6項の運用を準用できるものとする。

## 3 インフレスライドによる請負代金額等の算出方法

- (1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。
- (2) 増額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

$P_1$ ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

$P_2$ ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した  $P_1$  に相当する額

( $P = \alpha \times Z$       $\alpha$ ：請負比率（落札率）、 $Z$ ：官積算額)

- (3) 減額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)]$$

$S_{\text{減}}$ ：減額スライド額

$P_1$ ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

$P_2$ ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した  $P_1$  に相当する額

( $P = \alpha \times Z$       $\alpha$ ：請負比率（落札率）、 $Z$ ：官積算額)

- (4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

#### 4 契約金額の変更の協議

様式及び詳細については、別添「賃金の変動に対する静岡市建設工事請負契約約款第26条6項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）令和2年4月」を参照すること。

##### （1）受注者からの申請

契約金額の変更を請求する場合、受注者は請求書を発注者に提出する。

##### （2）残工事数量の確認

##### （3）協議開始日の決定

発注者は、受注者に協議開始日、基準日を通知する。

基準日は、請求書が提出された日（請求日）から14日以内とする。（原則、請求日とする。）

##### （4）協議開始日の承諾

受注者は、発注者に協議開始日の承諾を行う。

##### （5）受注者への協議について

発注者は、契約金額の変更に関する協議を行う。ただし、協議開始日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

##### （6）変更契約

受注者は、（5）に異議がなければ変更契約を行う。

協議終了後は、原則、速やかに変更契約を行うこと。ただし、精算変更時点で行うこともできる。（精算時に変更を行う場合には、受注者と変更の時期について事前に協議すること。）

予算措置について、差金使用、流用対応等が必要な場合は、財政課と協議して下さい。

#### 5 スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。

#### 6 全体スライド及び単品スライド条項の併用

（1）約款第26条第1項から第4項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、本通知によるスライドを請求することができる。

（2）本通知に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、約款第26条第5項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。